

姫路市上下水道局営業関連業務包括委託  
公募型プロポーザル募集要項

令和7年1月

姫 路 市

## 1 募集の概要

本市では、上水道事業のうち水道料金及び下水道使用料に係る検針、料金収納等の営業に関連する業務を一括して処理することで業務効率を高め、より高い市民サービスの提供を目指している。

- (1) 業務名 姫路市上下水道局営業関連業務包括委託
- (2) 業務区域 姫路市の給水区域
- (3) 業務概要 ①検針業務  
②収納業務  
③未納整理業務（給水停止及び解除作業含む。）  
④開閉栓（給水の開始及び中止）及び受付等業務  
⑤料金システム（電算）等の処理管理業務  
⑥下水道使用料の収納等業務  
⑦その他上記に付随する業務
- (4) 業務期間 契約を締結した日から令和12年（2030年）9月30日まで。  
（ただし、契約を締結した日から令和7年9月30日までは業務引き継ぎ及び立ち上げ期間とし、実業務開始は同年10月1日からとする。）
- (5) 提案上限額 年額515,500,000円（消費税及び地方消費税相当額を除く）

## 2 参加資格

参加表明をする者（以下「参加表明者」という。）は、次に掲げる要件（以下「参加資格要件」という。）を全て満たしていなければならない。

- (1) 姫路市上下水道局入札参加資格制限基準（令和4年4月1日制定。以下「入札制限基準」という。）第1項の規定によりその例によることとされた姫路市入札参加資格制限基準（平成25年3月25日制定。）に該当しない者であること。
- (2) 姫路市上下水道局が行う建設工事等の契約からの暴力団排除に関する要綱（令和4年4月1日制定。以下「暴力団排除要綱」という。）第2条の規定によりその例によることとされた姫路市が行う建設工事等の契約からの暴力団排除に関する要綱（平成25年4月1日制定。）第3条各号に定める排除対象業者に該当しないこと。
- (3) 姫路市税（以下「市税」という。）、消費税及び地方消費税並びに法人税に滞納がない法人であること。
- (4) 次の全てに該当すること。
  - ア 公告の日において競争入札の参加資格等について（平成23年姫路市告示第408号）により業者登録名簿に登録された者（以下「登録業者」という。）である場合、姫路市上下水道局指名停止等措置要綱（令和4年4月1日制定。以下「指名停止等措置要綱」という。）の規定による指名停止措置（以下「指名停止」という。）を受けていないこと
  - イ 指名停止等措置要綱第3条第1項の規定によりその例によることとされた姫路市登録業者指名停止等措置要綱（昭和62年6月25日制定）別表第1中「登録業者」とあるのを「参加表明者」に読み替えた場合において同表及び同要綱別表第2に掲げる措置要件に該当しないこと

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における更生手続開始の申立てを含む。以下同じ。）がなされていないこと。

(6) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。

(7) 他の参加表明者との間に次のアからウまでのいずれにも該当しないこと。

ア 資本関係

次のいずれかに該当する2者の場合をいう。

(ア) 親会社（会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

次のいずれかに該当する2者の場合をいう。

(ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ その他適正な業者選定手続が阻害されると認められる関係

次のいずれかに該当する2者の場合をいう。

(ア) 組合とその組合員の関係にある場合

(イ) 一方の会社の代表者と、他方の会社の代表者が夫婦の関係にある場合

(8) 参加表明者が、公告の日において登録業者でない場合、公告の日の3年前の日から当該公告の日の前日までの間において、指名停止等措置要綱第3条第1項の規定によりその例によることとされた姫路市登録業者指名停止等措置要綱（昭和62年6月25日制定）別表第1中「登録業者」とあるのを「参加表明者」に読み替えた場合に同表及び同要綱別表第2に掲げる措置要件に該当した事実がないこと。ただし、当該措置要件に該当した事実について、姫路市長から指名停止を受けた場合を除く。

(9) 平成27年4月1日以降、契約締結日時点において人口10万人以上の国、地方公共団体又はこれらに準ずる機関（公団、公社、事業団等をいう。）（以下「国等」という。）が発注した、上下水道事業営業関連業務に関する委託業務を元請として履行した実績（契約中の業務（公告日の前日において半年以上の履行実績があるもの。）を含む。）があること。

### 3 プロポーザルに関する担当部局等

(1) 担当部局

上下水道局経営管理部上下水道サービス課（以下、「上下水道サービス課」という。）

〒670-8501 姫路市安田四丁目1番地 東館2階

電話 (079) 221-2655

FAX (079) 221-2707

(2) 契約条項を示す期間及び場所

契約条項を示す期間	令和7年(2025年)1月31日から 令和7年(2025年)4月1日まで 本市の休日(姫路市の休日を定める条例(平成2年姫路市条例第15号)第2条第1項各号に掲げる本市の休日をいう。以下同じ。)を除く。
閲覧の場所	上下水道サービス課

4 プロポーザル実施に係るスケジュール

	項目	日時
1	公告及び要求水準書等の公表	令和7年1月31日
2	参加表明手続の提出書類の受付期限	令和7年2月18日 午後4時
3	参加資格確認結果の通知	令和7年2月21日
4	プロポーザルに関する質問受付期限	令和7年2月28日 午後4時
5	プロポーザルに関する質問への回答	令和7年3月5日 午前10時
6	提案資料提出書類の受付期限	令和7年3月14日 午後4時
7	提案内容のヒアリング	令和7年3月下旬(予定)
8	契約候補者の特定	令和7年3月26日
9	契約候補者の通知	令和7年3月27日
10	契約締結予定及び審査結果の公表	令和7年4月1日

5 参加表明手続及び参加資格の確認

(1) 参加表明者は、次の方法により参加表明手続を行い、第2項に規定する参加資格の有無について確認を受けなければならない。なお、参加表明手続の際に受領した提出書類については返却を行わない。

ア 提出書類

- (ア) 参加表明書(様式1)
- (イ) 履歴事項全部証明書(令和6年10月31日以降に発行された最新のものの原本)
- (ウ) 業務実績調書(様式2)

(エ) 姫路市税の納税証明書（一般競争入札参加用）（公告日以後に発行されたものの  
原本、市税の納税義務がある場合に限る。）

(オ) 国税の納税証明書（税務署様式その3の3。）（公告日以後に発行されたものの  
原本）

イ 提出部数

1部

ウ 参加表明手続に必要な書類を示す期間及び場所

参加表明書等 配布期間	令和7年（2025年）1月31日から 令和7年（2025年）2月18日まで 本市の休日を除く
閲覧の場所	上下水道サービス課 （参加表明者は、姫路市ホームページに掲載する参加表明手続及び提案手 続きに必要な様式等を、必要に応じてダウンロードし、使用すること。 <a href="https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000015879.html">https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000015879.html</a> ）

エ 提出方法

持参又は郵送とする。

なお、郵送の場合は、書留郵便等配達記録の確認ができるものによること。

オ 提出場所

上下水道サービス課

カ 提出期間（参加表明受付期間）

令和7年2月14日午前9時から同月18日午後4時までとする。

なお、持参により提出する場合の受付時間は、本市の休日を除く日の午前9時から正  
午まで及び午後1時から午後5時までとし（受付期間最終日を除く。）、郵送により提  
出する場合は、提出期間最終日の午後4時必着とする。

(2) 参加資格の確認結果

ア 参加資格の確認結果は、令和7年2月21日までに参加資格確認通知書を電子メール  
で送信することで通知する。なお、参加資格の確認日は参加表明受付期間最終日とする。

イ 参加資格がないと認められた者には、参加資格確認通知書にその理由を記載する。

ウ 参加資格がないと認められた者は、市に対して参加資格がないと認められた理由について  
説明を求めることができる。その場合は、令和7年2月28日正午までに、参加資格が  
ないことに対する説明請求を書面（様式は任意）により上下水道サービス課に  
提出すること。市は、期日までに当該請求があった場合は、請求者に対し速やかに回答  
する。

6 プロポーザルに関する質疑について

(1) 第5項の規定により参加表明手続を行い、参加資格を有すると認められた者（以下「参  
加者」という。）に限り、次の方法によりこのプロポーザルに関する質問をすることがで  
きる。

ア 提出書類

質疑書（様式3）

## イ 提出方法

質疑書に質問事項の他必要事項を入力し、電子ファイルの名前を参加者の商号又は名称に変更の上、当該電子ファイルを次の「ウ 提出場所（送信先アドレス）」宛てに電子メールで送信すること。（ファイル形式はMicrosoft Excelとする。）

## ウ 提出場所（送信先アドレス）

joge-service@city.himeji.lg.jp

## エ 提出期限

令和7年2月28日午後4時まで

## (2) 質問に対する回答は、次により行う。

### ア 回答開始日時

令和7年3月5日午前10時から

### イ 回答方法

回答は、参加者に対して電子メールにより回答する。

## (3) その他

ア 質問及び質問に対する回答は、姫路市ホームページに掲載する要求水準書の追加又は修正事項とする。

イ 質問が次項第1号に定める提案資料の評価に関する内容である場合は、回答をしないことがある。また、質問の内容に参加者を特定できる記載があるときは、回答をしない。

ウ 質問者名は公表しない。

## 7 提案資料提出手続

参加者は、次の方法により提案資料を提出しなければならない。

### (1) 提出書類（提案資料）

姫路市ホームページに掲載する「姫路市上下水道局営業関連業務包括委託提出書類（提案資料）」の提出書類一覧に掲げる書類一式

### (2) 提出部数

前号に掲げる提出書類一覧に記載する提出部数のとおり。

なお、様式6（各添付資料を含む。）には、参加者が特定できるような表示及び記載のないものとする。

### (3) 提出方法

持参又は郵送とする。

なお、郵送の場合は、書留郵便等配達記録の確認ができるものによること。

### (4) 提出場所

上下水道サービス課

### (5) 提出期間（提案受付期間）

令和7年3月12日午前9時から同月14日午後4時までとする。

なお、持参により提出する場合の受付時間は、本市の休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとし（提出期限最終日を除く）、郵送により提出する場合は、提出期間最終日の午後4時必着とする。

### (6) その他

ア 提案資料を提出した参加者（以下「提案者」という。）が特定できるような表示及び記載等は一切認めない。提案者が特定できるような記載がある場合は、失格となることがある。ただし、様式に提案者名の記載を指定している欄においては、この限りではない。

イ 提案者につき提案資料の提出は、1件とする。

ウ 提案資料の作成に当たっては、要求水準書の内容を確認し、要求水準に基づき作成すること。

エ 提案資料の提出後において、資料の差替えは認めない。

オ 提出された提案資料は、一切返却しない。

カ 提出された提案資料は、本業務の契約候補者の特定の過程で必要に応じて複製する場合がある。

キ 提出された提案資料は、本業務以外の目的で使用しない。

## 8 ヒアリングの実施

(1) 提案者は、前項の規定により提出した提案資料についてヒアリングを受けなければならない。なお、ヒアリングの開催日時、場所等の詳細については、提案受付期間終了後、別途通知する。

(2) ヒアリングは、提案資料の概要説明及び質疑応答により実施するものとし、補完的な資料の提出は認めない。

(3) 正当な理由なくヒアリングを欠席した場合は、失格となる場合がある。

## 9 提案資料の審査及び契約候補者の特定

### (1) 審査及び契約候補者の特定方法

ア 審査は、第7項の規定により提出のあった提案資料を次号に基づき評価し、提案者毎に総合評価点を算出する方法による。

イ 提案に関する評価は、姫路市上下水道局営業関連業務包括委託検証委員会（以下、検証委員会という。）において実施する。

ウ 審査の過程において、提案資料に係る質問及びヒアリングは実施しないものとする。

エ 審査の結果、総合評価点の最も高い提案者を契約候補者とする。

オ 契約候補者となるべき総合評価点の者が2者以上ある場合は、それらの者のうち、提案等に関する評価点の最も高い者を契約候補者とする。提案等に関する評価点の最も高い者がなお2者以上ある場合は、見積額の最も低い者を契約候補者とする。見積額の最も低い者がなお2者以上ある場合は、それらの者の中から、くじにより契約候補者を特定する。

## (2) 評価項目及び評価基準

## ア 提案等に関する評価

評価項目		評価基準	配点
業務 経 歴	企業の業務実績及び経営状況 (16点)	平成27年4月1日以降、契約締結日時点において人口10万人以上の国等が発注した、上下水道事業営業関連業務に関する委託業務を元請として履行した実績（契約中の業務（公告日の前日において半年以上の履行実績があるもの。）を含む。）があること	
		以下の項目の条件を満たす場合は記載する点を付与する	
		・人口（1件の実績につき、100万人以上は2点、50万人以上は1点をそれぞれ付与）	4
		・受託業務の種類（①検針、②収納、③未納整理、④受付、⑤下水収納、⑥電算）（1件の実績につき、上記①～⑥のうち6種類全てを受託している場合は2点、上記①～⑥のうち5種類を受託している場合は1点をそれぞれ付与）	4
		・別受託者から業務を引き継いだ実績があるか（引き継いだ実績があれば3点を付与）	3
		経営状況	
		・流動比率（100%以上であれば1点を付与）	1
		・固定比率（100%以下であれば1点を付与）	1
提 案 内 容	(1)業務実施方針 (36点)	検針業務	
		・使用水量を確実に計量できるか	2
		・未検針、誤検針の防止策が的確であるか	2
		・検針時に漏水の可能性などを把握した際、的確な対応ができるか	2
		・自動検針（スマートメーター）の導入など、検針業務の効率化ができるか	4
		収納業務（下水道使用料等の収納業務含む）	
		・請求の過誤、遺漏等の防止策が的確か	3
		・口座振替の推奨の取り組みが的確か	2
未納整理業務			
・未納者への対応が的確であるか	2		

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・収納率向上に向けた取り組みが提案できているか</li> </ul>	3
	<p>開閉栓及び受付等業務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・開閉栓の受付業務を円滑に実施できるか</li> <li>・開閉栓作業を、マニュアル等による取り違え等の防止対策ができているか</li> <li>・WEB受付などを活用し、利用者等にとって各種手続きが申込みしやすい環境を構築できるか</li> </ul>	2 2 4
	<p>料金システム（電算）等の処理管理業務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・電算担当の専任者が配置されているか</li> <li>・情報漏洩防止策などのセキュリティ対策は的確であるか</li> <li>・大規模災害を想定したシステムのバックアップ体制は万全か</li> </ul>	2 3 3
(2)業務体制立ち上げ等（6点）	<p>現行受託者からの引継ぎ又は次回受託者への引継ぎについて</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現行受託者からの引継ぎ及び業務の立ち上げが迅速に実施できるか (次回受託者へ業務の引継ぎが迅速に実施できるか)</li> </ul>	6
(3)業務遂行体制（32点）	<p>責任者等の能力等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・責任者、副責任者の実務経験は豊富か</li> <li>・経験豊富な従業員の人数は十分か</li> </ul> <p>勤務体制</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・安全、確実に業務を遂行できる体制が構築できているか</li> <li>・従事者が業務につけない場合の応援体制について具体的に示しているか</li> </ul> <p>危機管理体制</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・具体的なリスク想定と防止策が具体的に示しているか（大規模災害、個人情報漏洩等）</li> </ul> <p>苦情処理体制</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・苦情処理の体制を構築し、対応マニュアルの内容を従事者が理解できる体制となっているか</li> <li>・上下水道局と情報共有を図る体制となっているか</li> </ul>	4 3 3 2 4 3 2

	情報セキュリティ体制	
	・個人情報の管理体制が的確に構築されているか	3
	・情報の漏洩や紛失時の対応が構築されているか	2
	・個人情報の取扱いが従事者に周知徹底できるか	3
	研修による能力向上	
	・研修計画が具体的に提案されているか	3

※1 上記評価項目のうち「業務経歴」以外は、下表のとおり5段階評価にて項目ごとに評価点を算出する。

評価	判断基準	得点化方法
A	当該項目に関して特に優れている	各項目の配点×1.00
B	AとCの中間程度	各項目の配点×0.75
C	当該項目に関して優れている	各項目の配点×0.50
D	CとEの中間程度	各項目の配点×0.25
E	要求水準を満たしている程度	各項目の配点×0.00

#### イ 見積額に関する評価

第7項第1号に定める提案資料の様式に記載された見積額を対象として、次の方法により評価点を算出する。

各提案者から提案された見積額のうち、最低の金額を示した提案者を第1位として、見積額に関する評価点の満点である10点を付与し、その他の提案者の評価点は、10点に第1位の見積額と当該提案者が示す見積額との比率を乗じて得た値とする。ただし、提案資料提出から契約締結日までの間に失格又は本プロポーザルから辞退した提案者が現れた場合、当該提案者の見積額については評価点の算出対象から除外した上で、評価点を算出する。

$$10 \text{ 点} \times (\text{全提案中最低の見積額} / \text{提案者が示す見積額})$$

#### ウ 総合評価点

提案等に関する審査員全員の評価点の平均点と見積額に関する評価点の合計により算出する。(満点100点)なお、総合評価点算出後に同号イただし書に該当する事例が発生した場合には、見積額に関する評価点を再算出した上で、総合評価点を再度算出する。

### (3) その他

ア 提案者が1者の場合でも、提案資料の審査を実施する。

イ 提出された提案資料を審査した結果、いずれの提案も要求水準書で示した要求水準等を満たしていないと判断した場合及び提案等に関する評価点が18点を下回る場合は、契約候補者の特定を行わないこととする。

ウ 審査の経過に対する問合せには、応じない。

エ 契約候補者の特定を令和7年3月26日に行う。特定された契約候補者への連絡は、口頭又は電話連絡により通知するものとする。また、契約候補者とならなかった提案者

については、その旨を別途書面で通知する。

オ 特定された契約候補者は、令和7年3月27日午後4時までに、本件業務の見積書を上下水道サービス課に提出すること。

カ 契約相手方名、契約予定日、契約金額及び審査結果については、令和7年4月1日を目途に姫路市ホームページに掲載する。

キ 審査の経緯については、一切公表しない。また、審査結果に対する異議申立ては一切受け付けない。

## 10 契約の方法

- (1) 審査の結果、特定した契約候補者と契約の締結交渉を行い、合意した場合に契約を締結する。
- (2) 契約候補者との契約締結交渉の結果、合意に至らなかった場合は、契約候補者が決定するまで次順位の者を繰り上げて、その者を契約候補者として契約の締結交渉を行う。この場合において、次順位以降に契約候補者となるべき総合評価点の者が2者以上あるときは、前項第1号オと同様の方法により契約候補者を特定する。
- (3) 提案資料は、契約書の一部とする。
- (4) 契約保証金については、姫路市契約規則（昭和62年姫路市規則第29号）第29条の規定を適用する。

## 11 参加の辞退に関する事項

- (1) 参加表明者は、第9項第1号オの規定により行うくじの対象者に該当する場合を除き、契約候補者が特定されるまでの間は、いつでも参加を辞退することができる。
- (2) 参加を辞退する場合は、辞退届を書面（様式は任意）により上下水道サービス課に持参又は郵送（書留郵便等、配達記録が確認できるものに限る。）で提出すること。  
なお、辞退届を提出した後は、辞退届を撤回することはできない。

## 12 失格に関する事項

次のいずれかに該当する者は、失格とする。

- (1) 第2項各号に定める参加資格要件を満たしていない者
- (2) 提案資料を提出期限までに提出しなかった者
- (3) 提出書類に故意に虚偽の記載をした者
- (4) 提案手続において姫路市上下水道局公告第29号第1項第5号に定める提案上限額を超える金額を見積額として提案した者又は0円以下の金額を見積額として提案した者
- (5) 要求水準書に重大な違反のある提案をした者
- (6) その他このプロポーザルの条件に違反した者

## 13 著作権等

- (1) 提案資料の著作権は、提案者に帰属する。ただし、このプロポーザルに関する公表その他本市が必要と認めるときには、本市は提案資料の全部又は一部を提案者の承諾を得ずに無償で使用できるものとする。

- (2) 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている方法等を提案に使用した結果生じた責任は、原則として提案者が負うものとする。

#### 1 4 プロポーザルの参加に要する費用負担

提案資料の作成等、このプロポーザルの参加に要する費用は、参加表明者の負担とする。

#### 1 5 その他

- (1) 契約候補者が正当な理由なく契約の締結を辞退した場合は、本市は契約候補者に対し、指名停止を行うことがある。
- (2) 契約候補者について、契約締結までの間に、第2項各号に定める参加資格要件を満たさなくなった場合、これを満たしていなかったことが判明した場合、及びこのプロポーザル手続における不正行為が判明した場合は、本市は、契約候補者との間で契約を締結しないことがある。この場合、本市は契約候補者に対する損害賠償義務を負わない。
- (3) 契約候補者について、契約締結後に、第2項各号に定める参加資格要件を満たさなくなった場合、これを満たしていなかったことが判明した場合、及びこのプロポーザル手続における不正行為が判明した場合は、本市は、当該契約を解除することができる。この場合、本市は契約候補者に対する損害賠償義務を負わない。
- (4) 契約候補者は、契約締結までに暴力団排除要綱様式第3号に定める暴力団排除に関する誓約書を提出しなければならない。
- (5) 参加者が参加表明手続及び提案手続等で提出した書類に故意に虚偽の記載をした場合その他このプロポーザル手続における不正行為が判明した場合は、本市は当該参加者に対し、指名停止を行うことがある。
- (6) 審査結果について、契約締結後に、別紙4のとおり、各評価項目及び評価基準の得点について公表を行う。なお、提案者が2者の場合は、姫路市情報公開条例第7条第2号の規定に基づき契約候補者とならなかった者の点数を非公表とする。